

徳島大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領
に関する意見募集について

平成28年3月1日

国立大学法人徳島大学

1. 意見募集の目的

この度、国立大学法人徳島大学では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づき定めることとされている対応要領（案）を作成しました。

つきましては、以下の要領で皆様からの意見を募集いたします。

2. 意見募集の対象

徳島大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領（案）

3. 意見募集期間

平成28年3月1日（火）から平成28年3月18日（金）

4. 意見の提出方法

(1) 電子メール（意見提出様式を添付してお送りください。）

別紙の意見提出様式に記入の上、次のメールアドレスにお送りください。

メールアドレス：jnjin1c@tokushima-u.ac.jp

※電子メールの件名を「対応要領（案）に対する意見」としてください。

(2) 郵送

別紙の意見提出様式に記入の上、次の住所宛にお送りください。（当日必着）

住所：〒770-8503 徳島市新蔵町2丁目24番地

徳島大学総務部人事課人事係宛

(3) ファクシミリ

別紙の意見提出様式に記入の上、次のファクシミリ番号にお送りください。

ファクシミリ番号：088-656-7019

5. その他

- ・皆様からいただきましたご意見につきましては、対応要領を定める上での参考とさせていただきます。
- ・いただいたご意見について、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご提出いただいたご意見については、氏名、住所及び電話番号を除き、公表させていただきます場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・氏名、連絡先等の個人情報については適正に管理し、ご意見の内容に不明の点があった場合等の連絡・確認といった、本対応要領（案）に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。